

# Chapter 1

## 第1章

# はじめに

I.はじめに ..... 2

- 1.大学生活は「メソフィア」、「WebClass」から
- 2.キャンパス・マップ
- 3.緊急時の対応
- 4.キャンバス・マナー

II.松本大学について ..... 13

- 1.建学の精神
- 2.理念
- 3.使命・目的
- 4.3つのポリシー
- 5.歴史および沿革
- 6.組織

# I. はじめに

## 1 大学生活は「メソフィア」、「WebClass」から

本学では、学生へのお知らせ、休講・補講、時間割変更、各種行事案内等の連絡は「メソフィア」および「WebClass」により伝達しますので、必ず毎日見る習慣をつけてください。「メソフィア」および「WebClass」を見ていなかったために、授業の履修や成績、経済的なことなどに関して不利益が生じた場合も、すべて学生自身の責任となります。

「メソフィア」および「WebClass」は、インターネット接続されたパソコンやタブレット、スマートフォンから見ることができます。

### 1 「メソフィア」

「メソフィア」は、基本的な教学システムです。履修登録や履修の確認、成績情報、出欠状況（総合経営学部を除く）を確認することができます。

### 2 「WebClass」

「WebClass」は、授業支援、学生の学修管理システムです。授業支援では、授業資料の掲載、アンケート、レポート、テストなどの機能を利用することができます（運用をしない授業もあります）。

### 3 システムへのアクセス

ログイン画面は、[松本大学ホームページ\( https://www.matsumoto-u.ac.jp/ \)](https://www.matsumoto-u.ac.jp/) > 学生生活・就職 > 学生向けシステム > からアクセスできます。



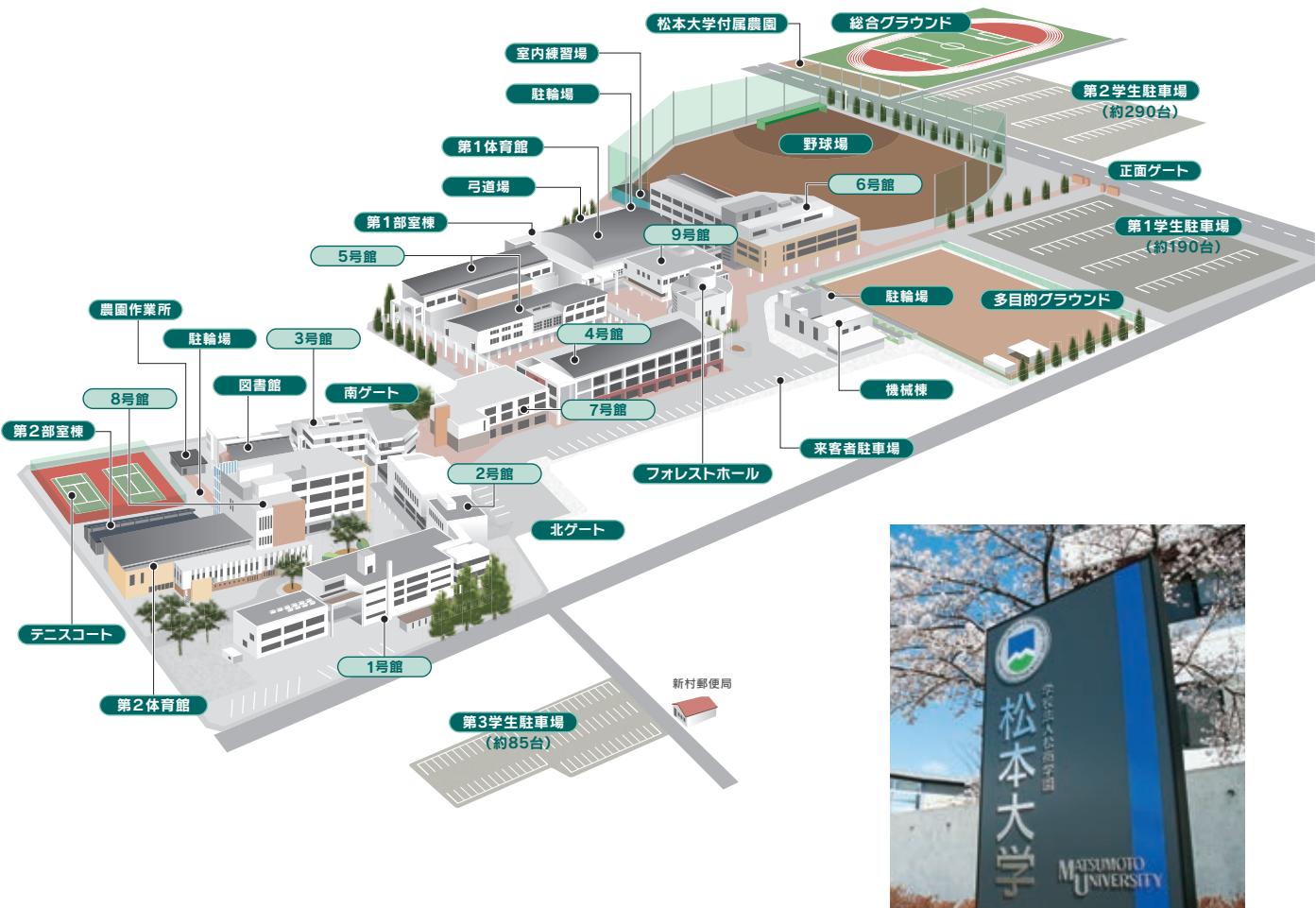
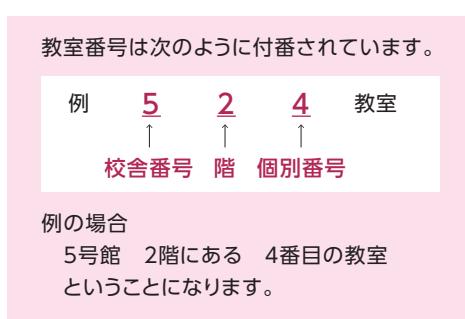
## 2 キャンパス・マップ

松本大学と松本大学松商短期大学部は、一つの敷地内で施設や設備を共有しています。充実したキャンパスを共用することで、学生同士や教員との交流もさらに深まります。

入構可能時間 原則として平日の7時から22時まで  
各種窓口の利用時間 平日の9時から17時まで

※22時以降は、警備員が巡回して施錠します。この時間以降に校舎内に残っていると警報が鳴りますので、22時には構外に完全退去してください。

### 1 全体図



## 2 施設案内

# 1F

### 総務課

- 学費等に関する相談全般

### 健康安全センター・処置室

- 健康管理全般
- 病気・けが等の対応
- 健康相談
- 健康診断についての対応

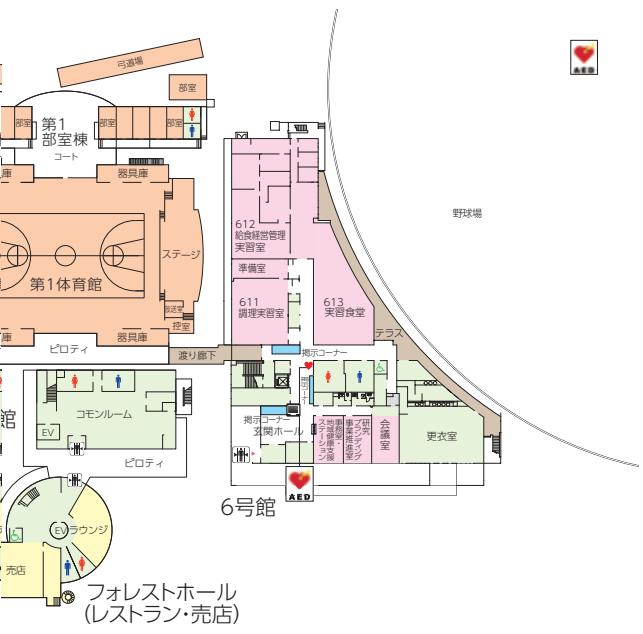
### 情報センター

- コンピュータに関する相談全般
- コンピュータ室の管理
- ノート型パソコン等の貸出

### 学生センター

P55を参照して下さい。





## 2F

### 基礎教育センター

- 基礎学力向上、就職試験対策、公務員試験等に関する相談・支援に応じています

### 地域づくり考房『ゆめ』

大学内外、世代を超えてたくさんの人と出会い楽しくふれあいながら、想いをカタチに変えていくところです。様々な活動をしています。

- みんなに優しい地域づくりを考え、地域との連携を図る
- 何かしたいと思っている人を支援
- 様々な情報を集め、発信するところ
- 講座・研修会・つどい等の企画・参加

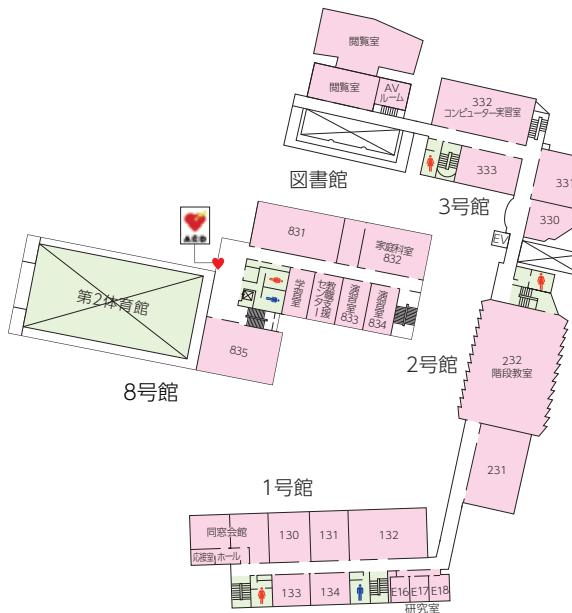
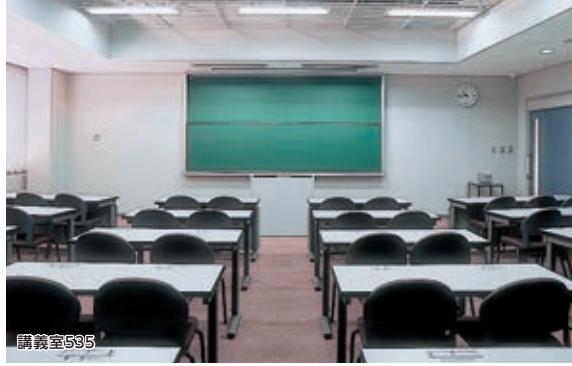
### 教職センター

- 教職課程に関する相談全般
- 教員免許取得希望者及び取得者に対する相談・支援全般

### キャリアセンター

- 就職など進路選択に関する支援  
(各種相談、添削、面接練習等)
- 情報提供 (求人情報、各種説明会、採用試験等)
- 学内企業説明会の企画・運営
- インターンシップの支援
- キャリア面談の運営

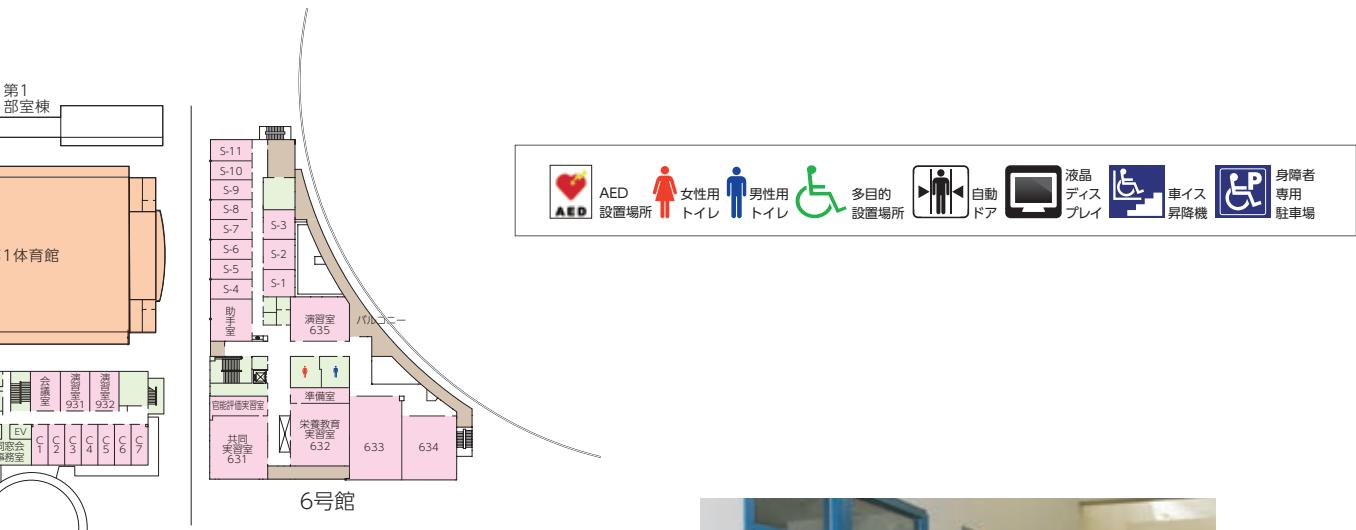
## 3F



## 4F



6号館

トホール  
ン・売店)

2019年2月竣工の9号館

## 3 緊急時の対応

### ① 目の前で人が倒れたら



## 2 火災予防と対応マニュアル

- ①火気の使用については十分に注意をし、後始末を確実にしてください。
- ②本学では、定期的に防災訓練を実施しています。避難場所は野球場、多目的グラウンド及び総合グラウンドです。
- ③災害が起きた場合には、何よりもまず自分の命を守る行動を心がけてください。

### 消火可能の場合



- ・非常ベルを押し、火災を知らせる。
- ・学生課: ☎ 0263-48-7203に連絡する。
- ・初期消火活動(消火器・消火栓を利用)にあたる。

### 消火不可能の場合



- ・非常ベルを押し、火災を知らせる。
- ・階段を使用し避難する。(エレベーターを使用しない)
- ・学生課: ☎ 0263-48-7203に連絡する。

## 3 災害時の対応マニュアル

### 1. 日頃からの準備

～大地震の発生を防ぐことはできませんが、日頃より適切な準備を心がけましょう。～

#### ① 避難場所の確認(大学付近及び自宅周辺)

大学の避難場所は、**野球場・多目的グラウンド・総合グラウンド**です。

#### ② 家族との連絡方法及び待ち合わせの場所

#### ③ 災害伝言サービスの確認と登録(メール宛先等の事前登録が必要)

#### ④ 帰宅ルート及び所要時間の確認(災害時徒步約2.5km/h)

#### ⑤ 緊急時メモの作成・記入

#### ⑥ 具体的な情報手段及び緊急避難場所等の確認(大学及び通学途中)

#### ⑦ 転倒防止対策や緊急時アイテムの確認

#### ⑧ 大学及び友人等の連絡方法の確認及びリスト整備

#### ⑨ 日頃から準備・携帯しておくと便利な物

- 水
- 食品  
(ご飯(アルファ米など)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パンなど: 最低3日分の用意!)
- 防災用ヘルメット・防災ずきん
- 衣類・下着
- レインウェア
- 紐なしのズック靴
- 懐中電灯(※手動充電式が便利)
- 携帯ラジオ(※手動充電式が便利)
- 予備電池・携帯充電器

- マッチ・ろうそく
- 救急用品  
(ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など)
- 使い捨てカイロ
- ブランケット
- 軍手
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- ペン・ノート
- マスク

- 貴重品  
(通帳、現金、学生証、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカードなど)
- 携帯電話



## 2. 災害が発生したら～正確な情報を収集しましょう～

- ① 倒れやすいものから離れ、落下物に注意
- ② むやみに動かず安全を確認
- ③ 非常口やドア等を開けて避難口を確保
- ④ 避難は徒歩で、荷物は最小限に（火を扱っている場合は、身の安全を確認後、火の始末）
- ⑤ エレベーターを使用せず階段で避難（エレベーターは地震が発生した場合、自動的に停止するシステムになっています）
- ⑥ なるべく一人にならないようにする。
- ⑦ 負傷者の救護や初期消火に協力
- ⑧ 家族との安否確認及び大学への安否連絡

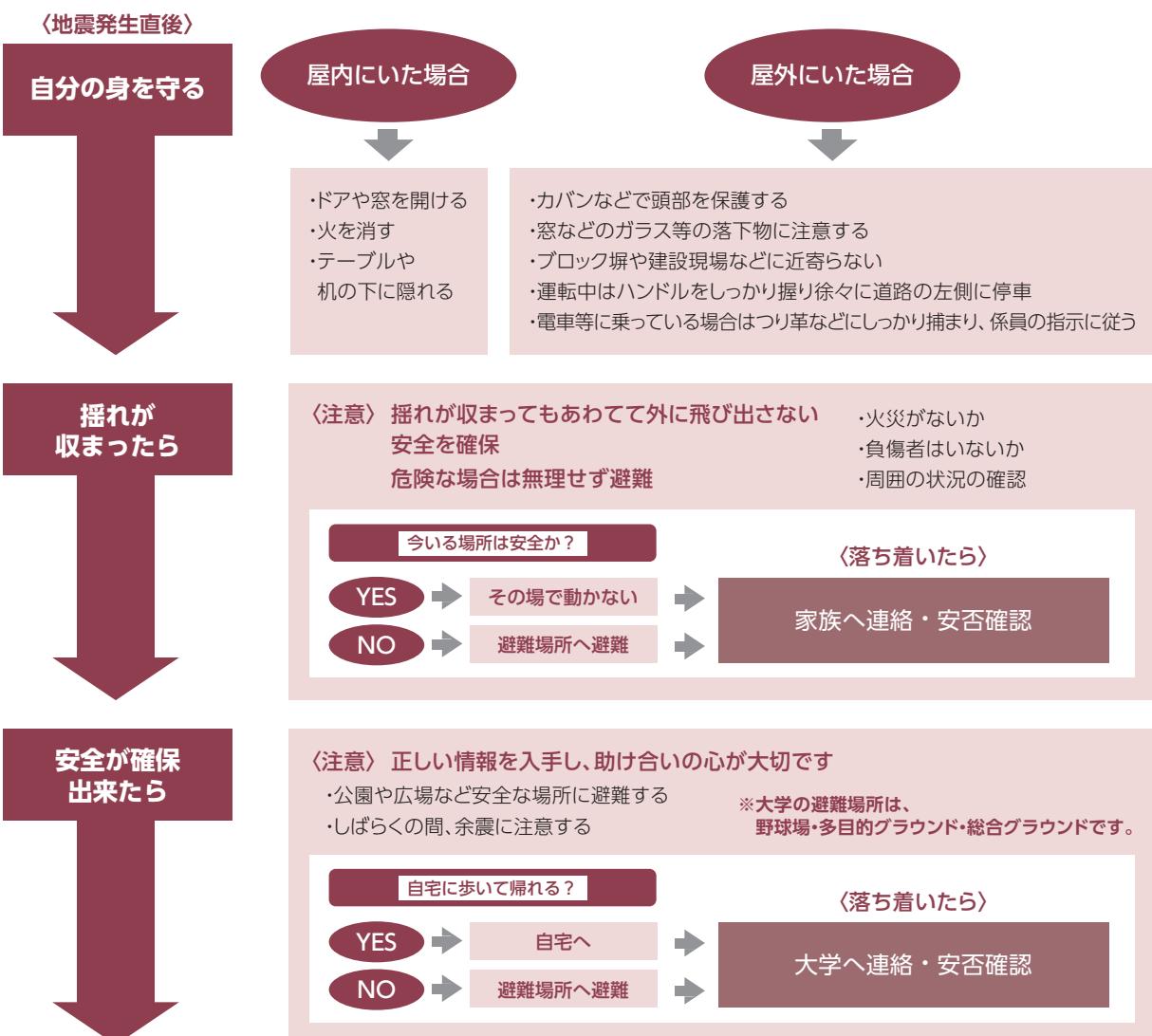
〈地震が発生した場合の行動図〉



### 災害用伝言ダイヤル ☎ 171

災害時には電話がつながりにくくなる為、**災害用伝言ダイヤル**が音声による伝言板の役割を果たすシステムになっています。災害用伝言ダイヤルは、一般加入電話、公衆電話はもちろん、携帯電話、PHSでも利用可能です。

「災害対応マニュアル」を常に携帯してください。



## 4 キャンパス・マナー

皆さんも他人のマナー違反に不愉快な思いをしたことはありませんか？

でも、ちょっと立場を変えてみると、知らず知らずのうちに誰かに迷惑をかけていることもあります。相手の立場になって自分の日頃のマナーを見直してみましょう。

### 1 はじめに

- ①あいさつは基本です。お互いの気持ちよいあいさつからスタートしましょう。
- ②時間を守りましょう(5分前励行)。講義には遅刻しないように心がけましょう。
- ③学則及び社会のルール、法律を遵守しましょう。

### 2 学内施設の利用時間及び立入禁止日

- ①施設の利用時間は原則として平日の7時から22時までです。22時には構外に完全退去してください。
  - ②年間行事予定表で「入学試験日」としている日は、原則学内への学生の立入を禁止しています。
- このほか、夏期・冬期の長期休みや特別な事情があるときは、閉館となります。臨時休講の場合は学内掲示、「メソフィア」、「WebClass」、本学Webサイトや学生メール(@s.matsu.ac.jp)等で知らせますので、大学の指示に従ってください。

### 3 講義中・講義室でのマナー

- ①講義中の私語は慎みましょう。
- ②講義室では帽子を取りましょう。
- ③講義中、机の上には講義に必要な道具以外は置かないようにしましょう。
- ④講義室内での携帯電話等、私物の充電はやめましょう。

### 4 学生センター等でのマナー

- ①学生センター窓口等で用件のある方は気軽に声をかけましょう。
- ②原則として諸手続き等の電話は受け付けませんが、急用でやむを得ない場合は用件を伝えてください。
- ③窓口で声をかける時、電話で用件を伝える時は、まず自分が所属する学部学科、学年、名前を名乗りましょう。

### 5 教室利用のマナー

- ①教室内は原則として飲食禁止です。
- ②やむを得ず昼食場所として利用する場合も、カップラーメン等、汁物の持ち込みは禁止です。

### 6 携帯電話・スマートフォンの使用マナー

- ①講義中の使用はやめましょう。
- ②公共の場所などではマナーモードやドライブモードに設定し、通話はひかえましょう。
- ③大声での通話などは周囲に迷惑をかけますので、気をつけましょう。
- ④自動車やバイク等の運転中、または歩行中の操作は、危険であり周囲にも迷惑がかかるので、厳に慎んでください。
- ⑤公共の場所での充電は盗電行為になりますので、やめましょう。



## 7 環境美化・飲酒・喫煙マナー

- ①ゴミ等は決められた場所に分別して捨てましょう。ゴミの置きっ放し、ポイ捨てはマナー違反です。
- ②ガムの吐き捨ては、学内を汚すだけでなく、踏んだ人にも迷惑をかける悪質な行為ですので、絶対に止めてください。
- ③学内での飲酒は一切禁止です。
- ④大学敷地内は、2019年7月から施行の「健康増進法の一部を改正する法律」により、学生駐車場を含め「全面禁煙」となっています。ご理解とご協力ををお願いします。
- ⑤大学敷地外(周辺道路等)での喫煙についても、地域美化の観点から絶対にやめてください。地域住民との信頼関係を維持する視点からも、学生の皆さんの良識ある行動をお願いします。

## 8 その他

- ①学生駐車場以外への車両乗り入れは禁止です。
- ②学内(学生駐車場を含む)でのスケートボード・ローラースケート等の使用は危険ですので全面禁止です。
- ③「深夜にお酒を飲んでアパートで大騒ぎをしている」という苦情が多く寄せられます。大学周辺に限らず、「コンビニ前、ファミレス等で大騒ぎをしている」などという行為も他人からすれば迷惑ということもあります。  
友人と過ごす時間はとても楽しいですが、周りの迷惑にならないよう気配りができるようにしましょう。
- ④節電・節水にご協力ください。  
例えば、教室を最後に退室する際や空いている教室を見つけたときは電気を消す、蛇口の詮をしっかりと閉めるなど、全学挙げて協力ををお願いします。
- ⑤不審者の大学内及び大学周辺での徘徊に対する警備体制を敷いていますが、各自十分注意してください。  
不審者や不審物を見つけた場合には、直ちに学生課へ知らせてください。  
また、防犯上の観点から、学内数カ所に「防犯カメラ」を設置しています。設置目的は、犯罪抑止効果と、万が一の犯罪が起きた際の証拠確保のためです。

# II. 松本大学について

## 1 建学の精神

### 「自主独立」

松本大学及び松本大学松商短期大学部は、学校法人松商学園によって設立され、運営されています。松商学園は、松本の実業家であり教育家であった木澤鶴人が、近代日本のオピニオンリーダーであった福沢諭吉の薰陶を受け、「自主独立」の精神に基づく人材養成の志により、明治31（1898）年松本に開設した私塾「私立戊戌学会」を前身としています。この「自主独立」が松商学園の建学の精神となり、それがいまに継承されています。

## 2 理念

### 「地域貢献」

松本大学設立の趣旨には、「本学が「教育・研究を通じた地域社会への貢献を目標としている」とことを掲げています。つまり「地域貢献」が本学の基本理念です。

## 3 使命・目的

### 「地域社会に貢献できる人材の育成」

松本大学は、学則第2条に「本学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、本学園創立の精神たる自主独立に基づく人間教育を行うことにより、地域社会の振興と地域文化の発展に資する人材を育成し、もって平和で豊かな社会の創造に貢献することを目的とする。」と使命・目的を定めています。

## 4 3つのポリシー

### 松本大学

#### 1 ディプロマポリシー(学位授与の方針)

松本大学は、使命、目的を達成するために、その教育の過程において厳正な成績評価を行い、大学院及び各学部の教育課程における所定の単位を履修・修得することにより、以下の力を身につけた学生に対して修了・卒業を認定し学位を授与する。

- ①地域社会を構成する一員にふさわしい基礎的能力を身につけている。
- ②現代社会を広い視野で分析し、自ら判断・行動できる能力を身につけている。
- ③「修士」あるいは「学士」として社会の期待に応えられる専門的力量を身につけている。

#### 2 カリキュラムポリシー(教育課程の編成方針)

松本大学は、以下の3要件の達成を念頭に、ベーシック(教養)科目、キャリア系科目、専門科目からなる教育課程を編成し、目標－内容－方法－評価の一貫性に配慮した教育を行い、幅広い教養並びに基礎的能力と専門的能力を身につけ、現代社会における具体的な問題把握力と課題解決能力を備えた人間形成を目指している。

- ①コミュニケーション・プレゼンテーション能力や対人関係構築能力等、社会人としての基礎的な力を養成する。
- ②大学院及び各学部・学科に特徴的な専門的力量を高め、地域社会の発展に貢献できる能力を磨く。
- ③「現代的課題の背景を理解し、幅広い視野で対応できる」など、現代社会で生活する上で必要とされる教養としての知的能力を高める。

#### 3 アドミッションポリシー(入学者受け入れ方針)

松本大学は、大学院及び各学部・学科の理念並びにディプロマポリシーに基づいて、以下のような観点、項目に興味・関心のある人材を受け入れることを基本に、多様な入学制度を設けている。

- ①人や社会と良い関係を築こうとする人。
- ②建学の精神「自主独立」を理解し、地域社会の産業・文化の発展に貢献したい人。
- ③社会に中核的人材として寄与するために、自分の能力を高めたい人。

## 松本大学松商短期大学部

### 1 ディプロマポリシー

松商短期大学部では、修業年限以上在籍し、所定の単位数を修得するとともに、地域社会において、職業人として活躍し、市民の一員として豊かな生活を送るために、以下の力を身に付けた学生に対して卒業を認定する。

- ①基礎的な知識や技術および専門的な知識や技術に加えて、幅広い教養としての知識や技術を、実社会の職業や生活に結び付けて理解することができる。
- ②身に付けた知識や技術を活用し、立場の違う人ともコミュニケーションを図ることで、複数の人と協力して同じ目標や課題に取り組むことができる。
- ③身に付けた知識や技術を、実社会の職業や生活と結びつけることで興味や関心を持ち続け、主体的に行動することができる。

### 2 カリキュラムポリシー

#### 1.教育課程の編成方針

社会で求められる力や学生の興味を考慮し、以下の分野ごとの科目群を用意する。

- ①松商ブランド基礎 ②専門教育 ③教養教育 ④キャリア教育 ⑤研究活動

各分野において、体系立てて知識や技術を学修できるように内容と配当年次を考える。

#### 2.教育内容・教育方法や評価に関する方針

- ①知識や技術の修得を目的に、各分野や学科の教育目標に合わせた科目を用意し、教育効果を高めるための手法を積極的に取り入れ、修得する手段や表現する手段も含めて、客観的な評価基準も利用して総合的な評価を行う。
- ②コミュニケーション力とチームで働く力の育成を目的に、ゼミナール科目を中心とした少人数のクラスにより、アクティブラーニングによる手法や地域の教育力を利用し、成果だけでなくプロセスも含めて繰り返し評価する。
- ③主体的に行動する力を育成することを目的に、実社会との結びつきを重視する教育内容により、各授業において主体性を促す教育手法を工夫し、成果だけでなくプロセスも含めて繰り返し評価する。

### 3 アドミッションポリシー

松商短期大学部は、学部及び学科の教育研究上の目的、並びにディプロマ・ポリシーに基づき、それぞれ以下のような観点、項目に關心のある人材を受け入れるため、多様な入学制度を設けて、幅広く人材を受け入れることを基本とする。

とくに、卒業後は職業人として活躍し、市民の一員として地域社会に貢献したいという意欲を持つ人材を求める。

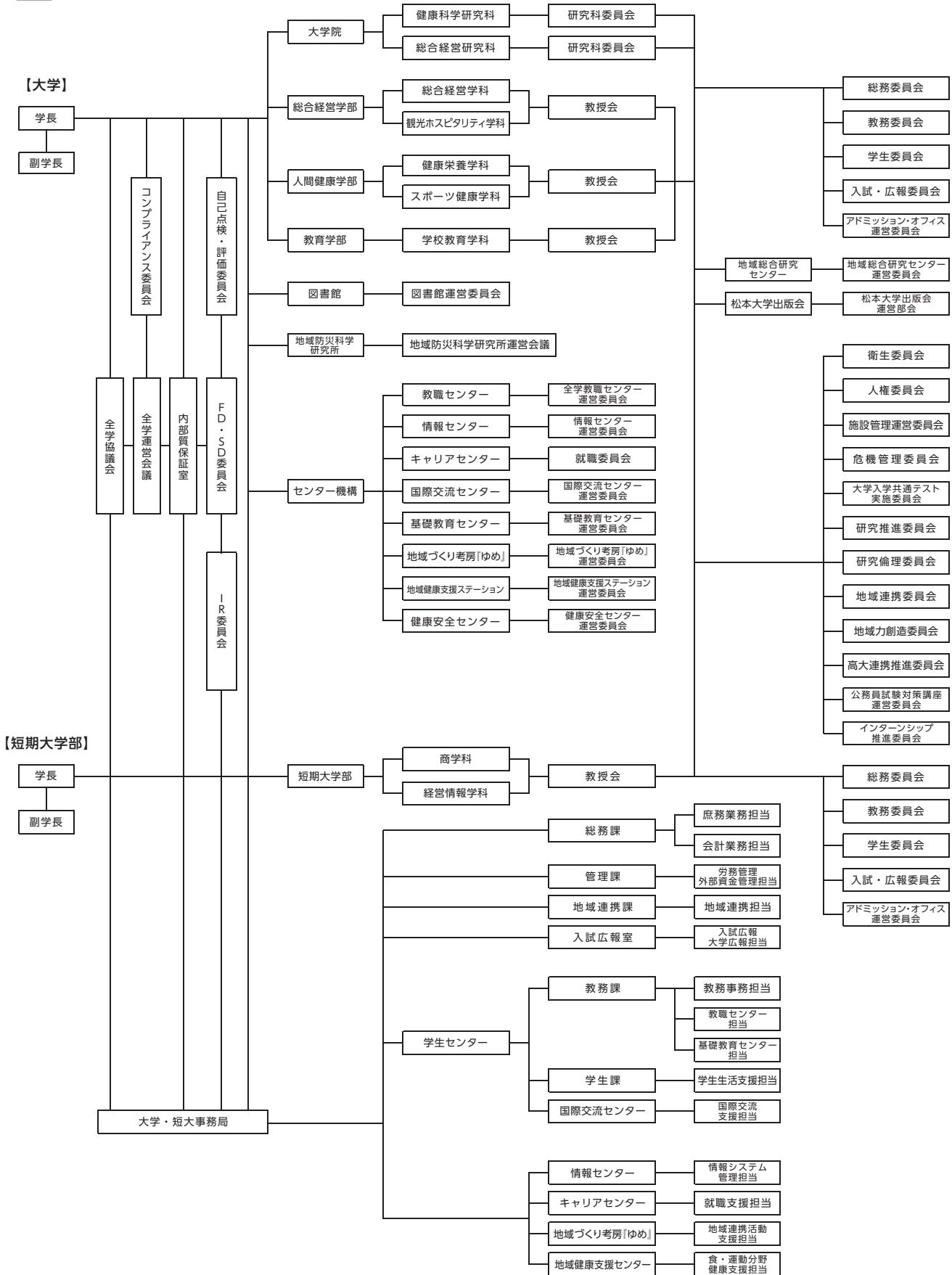
#### 求める人物像

- 1.高等学校までの教科の内容を幅広く修得している人
- 2.身に付けた知識や技術を活かし、立場の違う人と意見を交わしながら、共通の目標に向かって取り組みたいという意欲がある人
- 3.身に付けた知識や技術を活かし、主体的に自ら考えて行動したいという意欲のある人

## 5 歴史および沿革

- 1898年 (明治31年) 8月 木沢鶴人が松本市上土町(大手4丁目)に私立戊戌学会を創立。
- 1911年10月 校名を松本商業学校と改称。
- 1936年 2月 松本市大字筑摩県町(県3丁目)に校舎を新築。
- 1948年 3月 新学制により松商学園高等学校と改称。
- 1953年 1月 松商学園短期大学設置認可。
- 4月 松商学園短期大学商業科を県(あがた)に開学。
- 1970年 4月 松商学園短期大学付属コンピュータ・センター設立。
- 1974年 4月 松商学園短期大学商業科を商学科に変更。
- 1977年 9月 松商学園短期大学を松本市新村の現在地に全面新築移転。
- 1985年 4月 松商学園短期大学2号館を増築。
- 1988年 1月 松商学園短期大学3号館を増築。
- 1991年12月 松商学園短期大学経営情報学科設置認可。
- 1992年 2月 松商学園短期大学4号館(図書館棟)を増築。
- 4月 松商学園短期大学経営情報学科設置。
- 5月 信州産業調査研究所を松商学園短期大学総合研究所へ改組。
- 1998年10月 松商学園創立100周年記念式典挙行。
- 2001年10月 松商学園短期大学から松本大学松商短期大学部への名称変更が文部科学省で承認。
- 12月 松本大学設置認可。
- 2002年 3月 松本大学キャンパス完成。
- 4月 松本大学開学。松本大学総合経営学部総合経営学科設置。
- 2003年 9月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定。
- 10月 松本大学松商短期大学部創立50周年記念式典挙行。
- 2004年 4月 松本大学総合経営学部総合経営学科で学芸員養成課程始まる。
- 2005年 4月 松本大学総合経営学部 高等学校教諭一種免許状(公民)の教職課程開設。
- 2006年 4月 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科設置。
- 4月 松本大学総合経営学部 高等学校教諭一種免許状(情報)(商業)(地理歴史)の教職課程開設。
- 4月 松本大学総合経営学部 司書教諭資格開設。
- 8月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定。
- 11月 松本大学人間健康学部設置認可。
- 2007年 3月 松本大学6号館を増築。図書館棟を増築。
- 4月 松本大学人間健康学部健康栄養学科・スポーツ健康学科設置。
- 4月 松本大学人間健康学部健康栄養学科が厚生労働省「管理栄養成施設」に指定。
- 4月 松本大学総合経営学部 高等学校教諭一種免許状(福祉)の教職課程開設。
- 4月 松本大学人間健康学部 高等学校教諭一種免許状(保健体育)及び栄養教諭一種免許状の教職課程開設。
- 4月 松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科が厚生労働省「社会福祉士養成施設」に指定。
- 7月 松本大学 文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の委託事業受託。
- 2008年 9月 松本大学 文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に選定。
- 9月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」に選定。
- 2009年 3月 松本大学松商短期大学部 (財)短期大学基準協会による認証評価(第三者評価)で適格と認定。
- 4月 松本大学人間健康学部 中学校教諭一種免許状(保健体育)設置及び養護教諭一種免許状の教職課程開設。
- 7月 松本大学 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラム」に選定。
- 9月 松本大学 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に選定。
- 9月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に選定。
- 2010年 2月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムに選定。
- 3月 松本大学(財)日本高等教育評価機構による認証評価(第三者評価)で適格と認定。
- 4月 松本大学人間健康学部 中学校教諭一種免許状(保健)、高等学校教諭1種免許状(保健)の教職課程開設。
- 2011年 4月 松本大学大学院健康科学研究科(修士課程)設置。
- 2012年 4月 松本大学大学院健康科学研究科 中学校教諭専修免許状(保健体育)、高等学校教諭専修免許状(保健体育)、栄養教諭専修免許状の教職課程開設。
- 10月 松本大学および松本大学松商短期大学部 文部科学省平成24年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択。
- 2013年 4月 小学校教諭免許取得支援プログラム設置(明星大学通信教育部との教育業務提携)。
- 8月 松本大学 文部科学省 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」(COC)に選定。
- 11月 松本大学および松本大学松商短期大学部 文部科学省平成25年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択。  
(松本大学:タイプ1・タイプ2 松本大学松商短期大学部:タイプ1・タイプ2)
- 12月 松本大学 日本私立学校振興・共済事業団「未来経営戦略推進経費(持続的な大学改革を支える職員育成に係る取り組み)」に採択。
- 2014年10月 松本大学および松本大学松商短期大学部 文部科学省平成26年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択。  
(松本大学:タイプ1・タイプ2 松本大学松商短期大学部:タイプ1・タイプ2)
- 12月 太陽光発電設備設置
- 2015年11月 松本大学および松本大学松商短期大学部 文部科学省 平成27年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業」に採択。  
(松本大学:タイプ1・タイプ2 松本大学松商短期大学部:タイプ1・タイプ2)
- 松本大学 文部科学省 平成27年度「私立大学等教育研究施設整備費補助(ICT活用推進事業)」に採択。(タイプ1)
- 12月 松本大学 文部科学省 平成27年度「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」に選定。
- 2016年 3月 松本大学(財)日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価(第三者評価)で適格と認定。
- 3月 松本大学松商短期大学部(財)短期大学基準協会による認証評価(第三者評価)で適格と認定。
- 8月 松本大学教育学部設置認可。
- 8月 松本大学松商短期大学部 文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)」に選定。
- 12月 松本大学松商短期大学部 文部科学省 平成28年度「私立大学教育研究活性化設備整備事業(タイプ1)」に採択。
- 2017年 1月 松本大学8号館を増築。
- 4月 松本大学教育学部学校教育学科設置。
- 4月 松本大学教育学部 小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)の教職課程開設。
- 11月 松本大学 文部科学省 平成29年度「私立大学研究プランディング事業」に選定。
- 2018年 4月 松本大学教育学部 中学校教諭一種免許状(英語)及び高等学校教諭一種免許状(英語)の教職課程開設。
- 9月 全館LED化完了。
- 2019年 2月 教職再課程認定
- 総合経営学部総合経営学科 高等学校教諭一種免許状(商業)、高等学校教諭一種免許状(情報)
- 総合経営学部観光ホスピタリティ学科 中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(公民)
- 人間健康学部健康栄養学科 栄養教諭一種免許状
- 人間健康学部スポーツ健康学科 中学校教諭一種免許状(保健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)、中学校教諭一種免許状(保健)、高等学校教諭一種免許状(保健)、養護教諭一種免許状
- 教育学部学校教育学科 小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(英語)、高等学校教諭一種免許状(英語)、特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)
- 健康科学研究科 中学校教諭専修免許状(保健体育)、高等学校教諭専修免許状(保健体育)、栄養教諭専修免許状
- 松本大学9号館を増築。
- 2020年10月 松本大学大学院健康科学研究科博士課程への課程変更認可。
- 2021年 4月 松本大学大学院健康科学研究科(博士課程)設置。
- 松本大学大学院健康科学研究科博士前期課程 養護教諭専修免許状課程開設。
- 2022年 4月 松本大学大学院総合経営研究科(修士課程)設置。

## 6 組織



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---